

平成 31 年度 実施方針の策定の見通しの公表について

滋賀県
平成 31 年 4 月

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

| 事業の名称 | 事業期間（予定） | 事業概要 | 公共施設等の立地 | 実施方針を策定する時期 | 所管部局 |
|-------------------|-------------------------|-----------------------------------|---------------------|-----------------|------------------|
| 滋賀県立近江学園整備事業 | 事業契約日から 2038 年 3 月まで | 建替を行う近江学園について、設計・建設・解体撤去・維持管理を行う。 | 滋賀県湖南市東寺四丁目 1 番 1 号 | 2019 年 12 月（予定） | 健康医療福祉部 障害福祉課 |
| 新庄寺（長浜）県営住宅建替整備事業 | 事業契約日から 2027 年 3 月まで | 建替を行う県営住宅（新庄寺団地）について、設計・建設を行う。 | 滋賀県長浜市新庄寺町 248 他 | 2020 年 1 月（予定） | 土木交通部 住宅課 |